監　第　１０７　号
令和８年１１月１９日

寒 河 江 市 長　齋 藤 真 朗　殿
寒河江市議会議長　柏 倉 信 一　殿

寒河江市監査委員　大　沼　　勇
寒河江市監査委員　佐　藤　耕　治

定例監査結果報告書

地方自治法第１９９条第４項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第９項の規定により監査結果を下記のとおり公表します。

記

１　監 査 の 種 類　　定　例　監　査
２　監　査　対　象　　健 康 増 進 課
３　監 査 着 眼 点
⑴財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。
⑵収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。
⑶工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。
⑷公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。
⑸財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。
⑹監査等で指摘されたことは、改善されているか。
４　監 査 実 施 月 日　　令和８年１０月１９日
５　監 査 実 施 場 所　　監査委員事務局
６　監査の実施内容
令和７年度分　令和７年８月から令和８年３月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況
令和８年度分　令和８年４月から令和８年７月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況
７　監 査 の 結 果
指摘事項はなく、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務において改善及び検討を要する注意事項が見受けられた。

注意事項は次のとおりである。

⑴契約事務について

・事業実施後の結果報告書の内容確認が不足しているものがある。
・見積合わせ日時前に予定価格書を開封しているものがみられる。
・施行伺いに随意契約根拠条項の記載がないものがある。
・寒河江市契約に関する規則及び契約マニュアルに規定する見積期間がとられていないものがある。
・寒河江市長期継続契約運用指針に則っていないものがみられる。

⑵会計年度任用職員について

・会計年度任用職員勤務時間等報告書兼報酬等計算書に誤りがみられる。

⑶出勤簿の取扱いについて

・勤務状況の集計をしていない。